

## Ⅲ 人材確保・育成のための支援策

### 1. 人材確保・就業環境改善のための支援策

#### ◆中小企業人材確保相談窓口「なごや人材サポートデスク」

採用活動や人材の定着等、人材確保に関する課題に関し、課題整理から課題解決の提案までの総合的なアドバイスを行うとともに、ご相談内容を踏まえ、必要に応じて、働きやすい職場環境づくり等について社会保険労務士等の専門家を派遣します。(無料・予約制)。

また、人材確保支援セミナーを随時開催しています。詳しい案内は、「なごや就職応援ナビ」をご覧ください。

##### 【お問合せ先】

なごや人材サポートデスク 電話:733-2112 FAX:733-2115

なごや就職応援ナビ(なごや人材サポートデスク)：

<https://www.nagojob.city.nagoya.jp/jinsapo/>



#### ◆総合就職相談窓口「なごやジョブサポートセンター」

名古屋市内での就職を検討している求職者を対象として、キャリアカウンセラーによる無料職業相談・職業紹介を行うとともに、企業からの求人情報の提供を承っています。いただいた求人情報を求職者に提供するとともに、「なごや就職応援ナビ」にて公開しています。

##### 【お問合せ先】

なごやジョブサポートセンター 電話:733-2111 FAX:733-2115

なごや就職応援ナビ(なごやジョブサポートセンター)：

<https://www.nagojob.city.nagoya.jp/nagojob/>



#### ◆名古屋市移住支援補助金

東京圏への一極集中の是正及び中小企業における人手不足を解消することを目的として、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から名古屋市に移住し、対象法人等に就業又は起業した方で一定の要件を満たす方に支援金を支給する制度です。

対象法人等となり、求人情報を発信することにより、東京圏の求職者が就職先を選ぶ際の後押しとなります。

対象法人等の要件及び掲載申込方法についての詳細は、あいちUIターン支援センターのホームページをご覧ください。

#### ◆あいちUIターン支援センター 電話:308-4859

ホームページ：<https://www.uj-aichi.jp>

事業の詳細については、名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

#### 「名古屋市移住支援補助金」【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3145 FAX:972-4129



## ◆中小企業カスタマーハラスメント対策支援事業

中小企業における就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に係るセミナーの開催や専門家による相談を行うとともに、対策に要する費用を助成します。

### (1)セミナーの開催

カスタマーハラスメントについて、事業者が講ずるべき対策などについて理解を深めるため、セミナーを開催します。6月以降開催の予定をしております。

### (2)カスタマーハラスメント対策に関する相談

中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャーが、カスタマーハラスメント対策に関する社内のルール整備や従業員を守るための体制づくり、本補助金申請に関する相談等にお応えします。

### (3)補助制度の概要

| 区分     | 主な内容  |
|--------|---|
| 補助対象者  | 名古屋市内の中小企業者   |
| 補助事業   | 就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に取り組む事業   |
| 補助要件   | (1) 名古屋市新事業支援センターが実施する「カスタマーハラスメント対策セミナー」を受講済みであること<br>(2) 名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する個別相談を受けていること<br>(3) カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員等に対して表明していること（従業員等を雇用している場合に限る） |
| 補助対象経費 | (1) 管理用カメラ導入費<br>(2) 通話録音装置導入費<br>(3) 対応マニュアル等の作成を社会保険労務士等に依頼した謝金 等   |
| 補助率    | 補助対象経費の1/2以内  |
| 補助限度額  | 5万円～30万円以内  |

### 【お問合せ先】

(公財) 名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話：735-0808 FAX：735-2065

ホームページ：[https://www.nipc.or.jp/customer\\_harassment/](https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/)



## 2. 労働に関する出前講座

名古屋市では社会保険労務士などの専門家を派遣し、労働法令や企業におけるメンタルヘルス対策など労働に関する基礎知識の習得を支援するため、「労働に関する出前講座」を実施しています。※講師への謝礼・交通費は無料です。

### 対象となる行事

主に中小企業や中小企業で構成される経済団体などが開催する勉強会や会合、講演会などで原則10人以上が参加する行事が対象です（営利等の目的を除く）。

開催日時は、月曜日から金曜日までの10時～21時までに実施していただきます（祝日、休日、年末年始を除く）。1講座につき50分以上2時間以内となります。

また、開催場所は、名古屋市内の会場で、実施団体でご用意ください（必要に応じてオンライン可・要相談）。

### 出前講座の内容

| 講座名             | 内容 |  |
|-----------------|----|--|
| 労働法講座           | 内容 | ・最近の労働法令の改正情報<br>・労務管理の基礎知識、社会保障制度<br>・人事労務管理に関係する助成金制度など            |
|                 | 講師 | 社会保険労務士  |
| メンタルヘルス対策講座     | 内容 | ・メンタルヘルスに対する正しい理解<br>・職場でのメンタルヘルス不調者への対応<br>・復職支援策<br>・精神疾患と労働法の関係など |
|                 | 講師 | 産業カウンセラーや心理カウンセラーの資格を持つ社会保険労務士                                       |
| カスタマーハラスメント対策講座 | 内容 | ・カスタマーハラスメントに関する基礎知識<br>・企業が取り組むべき対策など                               |
|                 | 講師 | 社会保険労務士  |

\*いずれの講座も、事前に打ち合わせをさせていただき、講座内容を確定します。

### 活用事例

- 企業の社内研修で職場におけるハラスメント対策について講座実施
- 介護事業所の合同職員研修でメンタルヘルス（セルフケア）について講座実施
- 組合の勉強会で労務管理の基礎知識について講座実施

### 申し込み方法

市公式ウェブサイトから申込書をダウンロードし、必要事項を記入して、実施予定日の2カ月前までに経済局産業労働部労働企画課へお申し込みください（電子メール、ファックスによる申し込み可能）。

### 【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3145 FAX:972-4129

メール: a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000055285.html>



### 3. 各種認証・認定制度

名古屋市では、誰もが働きやすい職場づくりを進めている市内に事業所がある企業等(公益法人、NPO法人、個人商店なども含む。)を認証・認定する制度があります。

#### ◆ワーク・ライフ・バランス推進企業

ワーク・ライフ・バランスを推進する取組みについて、一定の基準を満たす企業等を認証します。

|                |  |
|----------------|--|
| 認証を受ける<br>メリット | <ul style="list-style-type: none"><li>○認証書を交付します。</li><li>○認証マークを名刺や印刷物などに表示できます。</li><li>○市公式ウェブサイトなどで企業の取組みについてPRします。</li><li>○なごやジョブサポートセンターなどで求人情報とともにPRできます。</li><li>○市の入札・契約における優遇措置があります。</li></ul> |
|----------------|--|

#### 【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3146 FAX:972-4129

#### ◆子育て支援企業

子育てにやさしい活動を行っている企業を認定します。

また、認定企業のうち、優れた取組をしている企業を表彰します。

|                |   |
|----------------|---|
| 認定を受ける<br>メリット | <ul style="list-style-type: none"><li>○認定証と認定プレートを交付します。</li><li>○認定マークを名刺や印刷物などに表示できます。</li><li>○市公式ウェブサイトなどで企業の取組みについてPRします。</li><li>○市内の大学へPRを行います。</li><li>○市の入札・契約における優遇措置があります。</li></ul> |
|----------------|---|

#### 【お問合せ先】

子ども青少年局企画経理課 電話:972-3081 FAX:972-4437

#### ◆女性の活躍推進企業

女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定します。また、認定企業のうち優れた取組をしている企業や活躍している女性従業員を表彰します。

|                |   |
|----------------|---|
| 認定を受ける<br>メリット | <ul style="list-style-type: none"><li>○認定証と認定プレートを交付します。</li><li>○認定マークを名刺や印刷物などに表示できます。</li><li>○市公式ウェブサイトなどで企業の取組みについてPRします。</li><li>○市内の大学へPRを行います。</li><li>○市の入札・契約における優遇措置があります。</li></ul> |
|----------------|---|

#### 【お問合せ先】

スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課 電話:972-2234 FAX:972-4206

## 4. 従業員の福利厚生制度、退職金共済制度

### ◆福利厚生制度

(公財)名古屋市中小企業共済会は、名古屋市の全額出資により設立された公益法人で、市内中小企業で働く方々が楽しく安心して働ける職場づくりの手助けとして、福利厚生制度を実施しています。

市内に事業所を有する中小企業の事業主やその家族従業員、役員、従業員の方で常時勤務している方が加入できます。

会費は、会員1人につき月額800円で、事業主負担分は税法上の損金又は必要経費となります。

この制度に加入すると、下記の慶弔給付金のほか、映画館・コンサート・レジャー施設・スポーツ観戦や、商品券などが割引料金で利用できます。さらに、宿泊施設の利用料補助や、インフルエンザ予防接種の補助・人間ドックの受診料補助などに加え、全国展開しているベネフィット・ステーションも利用できる充実した内容となっています。

また、ハローワークで求人する際には、事業所の福利厚生の内容を記載する項目が設けられていることから、共済会の福利厚生制度に加入するなど、福利厚生を充実させている事業所は、求人募集についてより有利となることが期待できます。

### ●慶弔給付金

| 種 別                        | 給付金額 (円)        | 備 考        |
|----------------------------|-----------------|------------|
| 結 婚 祝 金 【注】(1)             | 10,000 ~ 30,000 | 金額は登録年数による |
| 出 産 祝 金                    | 15,000          | 会員 (配偶者)   |
| 入 学 祝 金                    | 5,000           | 会員の子       |
| 卒 業 祝 金                    | 10,000          | 会員本人       |
| 傷 病 見 舞 金                  | 10,000          | 会員本人       |
| 弔 慰 金 【注】(2)               | 50,000          | 会員本人       |
| 退会せん別金                     | 5,000 ~ 50,000  | 金額は登録年数による |
| 永年勤続報奨金 【注】(3)<br>(登録3年以上) | 5,000 ~ 20,000  | 金額は勤続年数による |
| 成 人 祝 金                    | 5,000           | 会員本人       |

※給付金額等については、変更される場合があります。

【注】(1)結婚祝金は、再婚の場合、半額の給付となります。

(2)弔慰金は、他に配偶者・1親等血族(20,000円)、1親等姻族(10,000円)、死産(5,000円)を給付します。

(3)永年勤続報奨金は、事業主については給付はありません。

### 【お問合せ先】

(公財)名古屋市中小企業共済会 電話:735-2131 FAX:735-2134  
ホームページ:<https://www.nagoya-kyosai.jp/>



## ◆退職金共済制度

(公財)名古屋市中小企業共済会は、名古屋市の全額出資により設立された公益法人で、市内中小企業のための退職金共済制度を実施しています。

事業主が毎月掛金を払い込み、共済会で運用して、退職金として従業員に直接支給します。

名古屋市内に主たる事業所を有する中小企業の従業員（パートタイマー含む）が加入でき、毎月の掛金額は1,000円から30,000円の範囲内で100円単位で設定できます。昇給などの場合も給料などにあわせて掛金額をきめ細かく変更することができます。休職・欠勤などの場合は掛金を中断することもできるため、従業員の状況に応じた掛金積立ができます。さらに、名古屋市の補助金を受けて掛金を全額運用しており、その積立状況については定期的にご報告いたしますので管理も容易です。

なお、掛金は全額事業主負担で、税法上の損金又は必要経費として計上でき、加入者が退職する際は所得控除額の大きい退職所得として受け取ることができるので、事業主にとっても、従業員にとっても双方で税制面で有利な制度です。

詳細は、(公財)名古屋市中小企業共済会のホームページをご覧ください。

### ●基本給付額表（1,000円から30,000円の範囲内で100円単位で設定可）（単位：円）

| 掛金月額<br>納付年数 | 1,000   | 10,000    | 20,000     | 30,000     |
|--------------|---------|-----------|------------|------------|
| 1年（12月）      | 12,000  | 120,000   | 240,000    | 360,000    |
| 2年（24月）      | 24,010  | 240,100   | 480,200    | 720,300    |
| 3年（36月）      | 36,040  | 360,400   | 720,800    | 1,081,200  |
| 4年（48月）      | 48,110  | 481,100   | 962,200    | 1,443,300  |
| 5年（60月）      | 60,220  | 602,200   | 1,204,400  | 1,806,600  |
| 10年（120月）    | 123,630 | 1,236,300 | 2,472,600  | 3,708,900  |
| 20年（240月）    | 257,470 | 2,574,700 | 5,149,400  | 7,724,100  |
| 30年（360月）    | 400,320 | 4,003,200 | 8,006,400  | 12,009,600 |
| 40年（480月）    | 553,490 | 5,534,900 | 11,069,800 | 16,604,700 |
| 45年（540月）    | 634,180 | 6,341,800 | 12,683,600 | 19,025,400 |

※給付額は、金利動向等により変更する場合があります。

#### 【お問合せ先】

(公財)名古屋市中小企業共済会

電話:735-2131 FAX:735-2134

ホームページ:<https://www.nagoya-kyosai.jp/>



## (参考) 児童・生徒向け人材育成

### ◆名古屋少年少女発明クラブ

主に小中学生を対象に科学技術やものづくりに関心を持つ人材を育成するため、地元企業や経済団体の協力のもと、少年少女発明クラブを設け、ものづくり教室やプログラミング教室などを実施しています。

#### 【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課  
電話:972-2419 FAX:972-4135



### ◆小中高生起業家人材育成事業（再掲）

起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施します。

| 区 分              | 対 象               | 概 要   |
|------------------|-------------------|---|
| 起業家入門プログラム       | 小学生等              | ゲームを通じて社会や経済の仕組みを学ぶワークショップや保護者とともにアイデア創出を学ぶワークショップを実施 |
| IT・AI活用起業体験プログラム | 中学生<br>高校生        | IT・AIを活用したプログラミング学習や起業を体験するワークショップを実施                 |
| 起業家教育授業          | 小学生<br>中学生<br>高校生 | 教育委員会と連携し、起業家教育に取り組む学校に対する授業の支援等を実施                   |

#### 【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課  
電話:972-3046 FAX:972-4135

ホームページ:<https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/>

1026688/1026777/1034544/1026788/index.html

